

本協会の研修制度のあり方について(論点整理)

平成 24 年 2 月 3 日
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. はじめに

- ・ 本協会は、去る 6 月 30 日付で金融商品取引法(以下「金商法」という。)上の認定金融商品取引業協会(以下「認定協会」という。)としての認定を取得したところであり、また、同日付で、本協会の定める自主規制規則(一部の規定を除く)を施行したところである。
- ・ 本協会の自主規制規則のうち、「第二種業内部管理統括責任者等に関する規則」(以下「内部管理規則」という。)では、正会員の営業活動や顧客管理が適正に行われるよう内部管理体制を構築するため、自己募集その他の取引等の内部管理を担当する第二種業内部管理統括責任者、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者を設置することを規定し¹、これらに任命された者については、所定の研修を受講することを規定している²。
- ・ 具体的には、内部管理規則第 7 条第 1 項で「正会員は、第二種業内部管理統括責任者について、本協会が実施する所定の研修を受講させなければならない。ただし、第二種業内部管理統括責任者のうち細則で定める者については、当該研修の受講を免除することができる。」とし、同条第 2 項において、「正会員は、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対して、定期的に所要の社内研修を受講させなければならない。ただし、本協会が実施する所定の研修³を受講した場合にあっては、当該社内研修の受講を免除することができる。」と規定している。
- ・ また、上記の自主規制規則のほか、第二種金融商品取引業者に対する行政当局の検査結果・処分事例⁴を見ても、依然として、法令遵守や投資者保護の意識の欠如を背景とするものが数多く見受けられており、今後の正会員の増加に応じて、幅広く研修制度を活用する方策を検討する必要がある。
- ・ このため、本協会では、今般、正会員をメンバーとし、後援会員をオブザーバーとする「研修制度に関する検討会合」を設置し、計 3 回の検討を行い、本協会の研修制度について、以下のとおり、論点整理を取りまとめた。

¹第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者の配置については、平成 24 年 4 月から適用することとしている。

²所定の研修の受講については、平成 24 年 4 月から適用することとしている。

³所定の研修の受講については、平成 24 年 4 月から適用することとしている。

⁴平成 22 年 10 月 19 日付証券取引等監視委員会「ファンド業者に対する検査結果について」等参照

2. 本協会の実施する研修の基本的な考え方等について

(1) 研修制度の基本的な考え方

- ・ 本協会が実施する研修は、規則第7条第1項に規定する第二種業内部管理統括責任者に対する研修(以下「義務研修」という。)、同条第2項に規定する第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に対する研修(以下「代替研修」という。)及びその他の時事的研修、正会員代表者向け研修(以下「任意研修」という。)とする。

○ 研修基本計画の策定

- ・ 本協会の研修の実施に当たっては、予め、年度の研修基本計画を策定し、理事会で了承を得ることとする。なお、研修基本計画の策定に当たっては、当面は義務研修及び代替研修の開催を中心に置くこととする。また、義務研修及び代替研修の実施状況や正会員のニーズ等を踏まえ、必要に応じた研修(任意研修)を実施していくこととする。

○ 研修の受講頻度

- ・ 内部管理態勢の構築については、行政における検査の重点項目に掲げられており、検査当局における最新の動向、検査方針、監督上の留意点などを確認する上でも義務研修については、定期的な研修の受講が望ましい。また、下記3.に記載の受講免除制度との平仄⁵を合わせるため、義務研修については、事業年度毎に受講することとし、今般、新たに内部管理規則(第7条第1項)に規定することとする。
- ・ 一方、代替研修及び任意研修の受講は、正会員が年度の研修基本計画等を確認することで、受講の可否を判断することとする。このため、必ずしも、事業年度毎に受講することは要しない。

○ 研修の実施

- ・ 研修の実施については、正会員役職員の利便性に配慮しつつ、実効性・効率性の確保に努めるものとする。
- ・ 具体的な研修内容、研修日時、研修会場等については、別途、正会員に対し通知するものとする。
- ・ 研修終了後は、講義内容、資料内容、講義時間、感想等についてのアンケートを実施し、次年度以降の講師の選定、研修基本計画の策定の際に活用する。

⁵日本証券業協会の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第8条に規定されている、内部管理統括責任者研修及び内部管理統括補助責任者研修は、同協会の規則により、それぞれ事業年度毎に受講することが義務付けられている。

(2) 対象者別の研修の具体的内容

① 義務研修

- ・ 第二種業内部管理統括責任者としての役割と責任並びに第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者を統括・管理する観点から、大所高所的な内容(例えば、内部管理態勢整備の留意点や第二種業に関する行政等の動向など)を中心とする。加えて、代替研修の内容のうちの重点事項とする。

【研修内容等の具体的イメージ】

大項目	研修テーマ	内容	講師
内部管理態勢の整備	内部管理態勢構築のポイントについて	・監督指針、検査マニュアル等を踏まえて、業務運営上、第二種業内部管理統括責任者として留意すべき事項についての研修を行う。	弁護士
	金商法、金販法、自主規制規則の概要について	・金商法、金販法などの基本法令について、研修を行う。 ・本協会の自主規制規則の概要について、研修を行う。	弁護士 事務局
	社内諸規程の整備の考え方について(共通)	・監督指針、自主規制規則などに基づく諸規程の整備の進め方について、研修を行う。	弁護士 コンサルタント会社
	反社対応、個人情報保護、苦情・あっせんについて(共通)	・反社対応の具体事例、苦情・あっせんの状況などについて、研修を行う。	弁護士 FINMAC
	検査概要に基づく留意点について	・最近の検査結果等を受けて、業務運営上、留意すべき事項についての研修を行う。	弁護士 コンサルタント会社
第二種業に関する行政等の動向	第二種業に関する行政の取組み、法令等改正について	・最近の法令等改正の動きなどについて、当局から説明を受ける。	金融庁
	最近の検査概要について	・最近の検査結果等について、当局から説明を受ける。	証券取引等監視委員会

② 第二種業営業責任者向けの研修(代替研修)

- ・ 主として、第二種業営業責任者の役割と責任の観点から、販売・勧誘面に重点を置いた内容とする。例えば、広告等の規制、契約締結前交付書面、個人情報保護、反社会的勢力への実務対応、最近の処分事例等の事例の検討、等とすることとし、併せて、時事的な内容も盛り込む。

【研修内容等の具体的イメージ】

大項目	研修テーマ	内容	講師
法令知識	法令・諸規則等の遵守のポイント	・金商法上の禁止行為等、その他の法令、監督指針、検査マニュアル、自主規制規則について、研修を行う。 ・第二種業営業責任者としての販売・勧誘面における内部管理上の留意点について、研修を行う。	弁護士 事務局
トラブル事例	苦情・あっせんの概要について (共通)	・苦情・あっせんの状況などについて、研修を行う。	FINMAC
	反社対応のポイント(共通)	・反社対応の具体事例について、研修を行う。	弁護士

③ 第二種業内部管理責任者向けの研修(代替研修)

- ・ 主として、第二種業内部管理責任者の役割と責任の観点から、金融商品取引業及び登録金融機関業務に関するコンプライアンス上の要請に基づく金商法上の業務フロー及び内部管理上の課題に重点を置いた内容とする。例えば、コンプライアンス態勢、個人情報保護、反社会的勢力への実務対応、社内諸規程整備、等とすることとし、併せて、時事的な内容も盛り込む。

【研修内容等の具体的イメージ】

大項目	研修テーマ	内容	講師
法令知識	法令・諸規則等の遵守のポイント	・金商法上の禁止行為等、その他の法令、監督指針、検査マニュアル、自主規制規則について、研修を行う。	弁護士 事務局

		<ul style="list-style-type: none"> ・第二種業内部管理責任者としての、管理・指導上の留意点について、研修を行う。 ・協会への届出等について説明 	
	社内諸規程の整備の考え方について(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・監督指針、自主規制規則などに基づく諸規程の整備の進め方について、研修を行う。 	弁護士 コンサルタント会社
トラブル事例	苦情・あっせんの概要について(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情・あっせんの状況などについて、研修を行う。 	FINMAC
	反社対応のポイント(共通)	<ul style="list-style-type: none"> ・反社対応の具体事例について、研修を行う。 	弁護士

④ 時事的研修(任意研修)

- ・ 正会員の役職員向けに、金商法、金販法などの関係法令、監督指針などの改正時の制度周知、本協会の自主規制規則の制度周知、時事的内容についての周知を図るための研修を、随時、実施する。
- ・ 正会員に研修テーマに関するアンケートを行い、特に関心の高いものについて優先的に実施する。
- ・ 時事的研修については、研修内容に応じ、賛助会員の参加を可能とする。

⑤ 正会員代表者向け研修(任意研修)

- ・ 正会員数の増加が進展した段階で、正会員の代表者に対して、行政当局幹部や外部有識者からの講演を中心とした研修を実施する。併せて、情報交換の場を提供することを検討する。

(3) 研修講師の選定等

- ・ 研修講師は、基本的に、外部から招聘することとする(本協会の自主規制規則などに関する研修の場合は、本協会の職員が行うこととする)。具体的には、研修内容に応じて、金融庁、財務局、証券取引等監視委員会等の行政機関の担当官、弁護士、コンサルタント会社、会計士、税理士、正会員の役職員などに依頼することとする。
- ・ 研修講師の選定に当たっては、過去の研修、説明会等の実績(本協会以外での実績を含む。)などに基づいて、その専門性を確認のうえ、行うこととする。

- ・ 研修講師が異なることで、研修の内容に差異が生じることのないように同一テーマの研修については、一定の調整を行うよう配慮する。
- ・ 研修終了後、各講師に講義録の内容を確認のうえ、了解が得られれば、研修資料と併せて本協会ウェブサイトの正会員専用サイトで一定期間の閲覧を可能とし、正会員の社内研修教材としても利用可能とする。
- ・ 外部講師(行政機関を除く)には、一定の謝礼を支払うこととする。

(4) その他

① 研修日程等

- ・ 研修基本計画の策定に当たっては、同一内容の研修を可能な限り複数回設置し、特に義務研修については、受講漏れのないように配慮することとする。(当面は、受講者数が限られていることから、あらかじめ正会員との間で開催日の調整を行い開催日時を決定するなどの対応を行う。)
- ・ 研修は1コマ 60分とし、一回の研修では、2コマ計 120分程度を基本とし、長くても、半日程度とすることで、受講者の負担と利便性に配慮することとする。

② 開催場所

- ・ 研修の開催場所は、正会員の本支店の設置の状況を考慮して決定する。正会員数の増加に合わせて、随時、開催場所については検討する。
- ・ 東京の場合は、本協会会議室での開催を基本としつつ、受講者数に応じて、別に貸室を利用する。
- ・ 東京以外で開催する場合は、貸室を利用し、正会員の支店の役職員への参加も呼び掛ける。

③ 研修の受講対象者

- ・ 研修の受講対象者は、義務研修については、第二種業内部管理統括責任者、代替研修については、第二種業営業責任者及び第二種業内部管理責任者に任命されている者を優先する。ただし、より広範な受講者を受け入れて研修の実を挙げる観点から、例えば、内部管理規則第7条第2項に規定する社内研修の講師となる者やコンプライアンス担当者など、可能な限り幅広く受講を認めるものとする。

④ 費用

- ・ 当面は、研修の受講者数も限られており、開催日の調整、本協会会議室の利用などにより、研修に係る費用を抑えることができると考えられることから、無償として制度を開

始する。

- ・ なお、今後の正会員の受講ニーズ(研修の受講者数の状況)や研修の開催状況等によっては、研修に要する費用と正会員各社の便益とのバランス等の整理をした上で、一定の費用(実費相当額※)負担を求めることを検討する。

(※)主なものとしては、会場費、講師謝礼、資料印刷代などを想定。

3. 義務研修の受講免除の考え方について

- ・ 内部管理規則第7条第1項において、第二種業内部管理統括責任者が細則で定める者である場合については、義務研修の受講を免除する規定が置かれている。この受講免除の考え方については、以下のとおり整理することとし、内部管理規則に関する細則に必要な規定を置くものとする。

○ 細則の考え方

- ・ 金商法上の他の自主規制機関(金融商品取引業協会)において実施され、制度趣旨、対象者、研修内容が類似する研修を受講した場合にあっては、受講者の負担を考慮し、本協会の義務研修の受講を免除することとする。
- ・ 具体的には、本協会の第二種業内部管理統括責任者で、日本証券業協会(以下「日証協」という。)の「協会の内部管理責任者等に関する規則」第8条に規定されている、内部管理統括責任者研修又は内部管理統括補助責任者研修を受講した者に該当する場合には、本協会の義務研修の受講を免除することとする。
- ・ なお、正会員は、第二種業内部管理統括責任者について、義務研修の受講の免除を希望する場合には、受講免除を希望する事業年度に日証協の研修を受講し、別に定める様式により本協会に届出を行うものとする。

4. 今後の課題について

(1) 研修基本計画の策定

- ・ 義務研修及び代替研修については、上期(4月～9月)と下期(10月～3月)に、それぞれ少なくとも、各1回ずつ開催することとする。なお、上述したとおり、平成24年度の研修は、正会員数及び研修の受講者が限られるため、正会員との間であらかじめ研修開催日の調整を行うものとする。任意研修については、法令改正や自主規制規則の

改正等の状況、正会員のニーズを把握の上、適宜実施するものとする。

- ・ 平成 25 年度以降の研修基本計画については、正会員数及び受講者数を勘案し、策定する。

(2) 講師陣の確保

- ・ 行政及び自主規制機関以外からの研修の講師については、他の自主規制機関の研修の実績等を勘案し、弁護士から人選することとする。

(3) 非正会員に対する研修の提供

- ・ 非正会員向けの研修については、正会員向けの研修の実施状況を確認した後、改めて検討するものとする。
- ・ なお、非正会員については、研修制度とは別に、本協会への入会勧奨の点からの講演会や説明会の開催を行うものとする。

(4) その他

- ・ 研修制度に関し、内部管理規則及び同細則の解釈や研修の具体的な運用については、別途Q & Aを策定するものとする。

5. おわりに

- ・ 本検討会合では、本協会における研修制度のあり方について議論を行い、論点整理を行った。今後は、論点整理の内容に基づき具体的な研修基本計画を策定し、来年度から具体的な研修を実施するものとする。本協会としては、本研修制度を通じて正会員の役職員の資質のより一層の向上が図られ、第二種金融商品取引業の健全な発展及び投資者保護に資することを期待したい。
- ・ なお、本協会では、当面、正会員数を早期に 100 社とすることを目標とし、会員数の増加に向けた取組みを推進しているが、一方で、正会員数の増加に伴い、その業態も多様化し、研修に対する考え方やニーズも変わってくるものと想定される。そのため、今後も、必要に応じ、望ましい研修制度のあり方について議論を行うこととする。

以 上